

# 宇和島市教育委員会会議録

令和6年4月定例会

令和6年4月26日開催

宇和島市教育委員会

## 宇和島市教育委員会 令和6年4月定例会 会議録

1. 開会日時 令和6年4月26日（金） 午後4時00分
2. 場 所 宇和島市役所本庁 801会議室
3. 出席者 教育長） 金瀬 聡  
教育委員）木下 充卓、高山 俊治、浅井 敬司、  
田村 裕子、中島 玲子
4. 欠席者 なし
5. 出席職員 教育部長 森田 孝嗣、教育総務課長 面川 啓之、  
学校教育課長 中山 総大、生涯学習課長 杉浦 光信、  
文化・スポーツ課長 笠松 美和、人権啓発課長 日出山 輝、  
学校給食センター所長 二宮 貴紀、伊達博物館長 橋本 宏司、  
こども家庭課長 千葉 大悟  
教育総務課課長補佐 稲田 雄一郎、同課総務係長 島瀬 孫幸、  
同課総務係主任 児玉 泰宗
6. 付議事件  
報告第6号 専決処分した事案の承認について  
(宇和島市立学校運営協議会委員の任命について)  
報告第7号 専決処分した事案の承認について  
(宇和島市立図書館協議会委員の任命について)  
報告第8号 専決処分した事案の承認について  
(宇和島市社会教育委員の委嘱について)  
報告第9号 専決処分した事案の承認について  
(宇和島市立公民館運営審議会委員の委嘱について)  
報告第10号 専決処分した事案の承認について  
(宇和島市立伊達博物館協議会委員の解任及び任命について)  
議案第29号 宇和島市こども支援教室設置条例施行規則  
議案第30号 宇和島市文化財保存活用地域計画協議会規則  
議案第31号 宇和島市立小中学校適正規模、適正配置等に関する基本方針  
議案第32号 宇和島市立公民館運営審議会委員の解嘱及び委嘱について  
議案第33号 宇和島市指定文化財の指定について

## 7. 説明及び報告事項

- (1) 宇和島市就学援助費支給要綱の一部を改正する要綱
- (2) 宇和島市立図書館協議会細則の一部を改正する訓令
- (3) 宇和島市学校給食地産地消推進事業補助金交付要綱を廃止する要綱
- (4) 宇和島市学校給食費負担軽減事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱
- (5) 宇和島市学校給食食材高騰対策事業補助金交付要綱を廃止する要綱
- (6) 教科用図書選定スケジュール（中学校）

## 8. 会議概要

### (1) 会議成立の報告

#### ○教育総務課長

教育長及び在任委員の全員が出席されています。定足数を満たしていますので、本会議は成立していることをご報告いたします。

それでは、ここからの進行は教育長、宜しくお願いいたします。

### (2) 開会宣言・教育長報告（午後 4 時 00 分）

#### ◎教育長

昨日、新聞各紙で報道されていますが、愛媛新聞では、タイトルが「県内 12 市町消滅可能性」という記事が出ています。

この消滅可能性都市の議論が出たのは、2014 年、今からちょうど 10 年前になりますが、日本創成会議が消滅可能性のある 896 の自治体について発表したことに端を発しています。

それを受けて、総合戦略を策定するという地方創生の流れも出てきたのですが、10 年経ち、改めてその認識が、報道されるという時期を迎えたのだなと感じています。

翻って、これは、私が色々なところでご紹介してる数字なのですが、宇和島市は、毎月月末に年齢別の人口構成をホームページにアップしています。

年度末（3 月 31 日）現在の年齢別人口というものは、特別な意味を持つてと思っています。つまり、学年の人数を推測することができる数字だということです。

ちなみに、昨年度末の 0 歳児の人数をお伝えします。

宇和島地区が 224 人、吉田地区が 14 人、三間地区が 28 人、津島地区が 17 人、宇和島市全体で 283 人であり、初めて 300 人を下回りました。

人口減少の流れは、もう数十年ずっと一貫して同じ傾向が続いており、これまでと同じことをやっていたのでは、今後も減り続けるという流れは、なかなか止められないと思っています。

地域を支える人材をどのように育成し、持続可能な地域を創っていくのかという

ことについては、教育委員会にとっても、最大の課題だと考えています。

その課題を解決できるような取り組みをコロナ禍も明けたことですし、再度立ち上げる1年にしていきたいと思っています。

それでは、議事に入って参ります。

◎教育長

議事に入ります前に、少しお時間をいただきます。令和6年4月1日より、学校教育課 中山課長、文化・スポーツ課 笠松課長及び人権啓発課 日出山課長の3名が、新たに着任しています。それぞれ、簡単に着任のあいさつをお願いします。

○学校教育課長

着任の挨拶を行う。

○文化・スポーツ課長

着任の挨拶を行う。

○人権啓発課長

着任の挨拶を行う。

(3) 付議事件

◎教育長

本日の議案ですが、報告第6号から第10号及び議案第32号については、人事案件であることから、非公開で審議したいと思います。

賛成いただける方は、挙手をお願いいたします。

◎全委員

—挙手—

◎教育長

挙手全員ですので、報告第6号から第10号及び議案第32号については非公開で審議します。

◎教育長

それでは本日の議事に入ります。

はじめに、非公開の案件の審議を行います。

◎教育長

報告第6号を上程する。

<報告第6号>

宇和島市立学校運営協議会委員の任命について

◎教育長

説明を求める。

○学校教育課長

宇和島市立学校運営協議会委員の任命に関する報告事件を説明する。

◎教育長

報告事件について諮る。

◎全委員（本件委員に任命された教育委員1名を除く）

報告どおり承認の賛成に挙手する。

◎教育長

報告どおり承認する旨宣する。

報告第7号を上程する。

<報告第7号>

宇和島市立図書館協議会委員の任命について

◎教育長

説明を求める。

○生涯学習課長

宇和島市立図書館協議会委員の任命に関する報告事件を説明する。

◎教育長

報告事件について諮る。

◎全委員

報告どおり承認の賛成に挙手する。

◎教育長

報告どおり承認する旨宣する。

報告第8号を上程する。

<報告第8号>

宇和島市社会教育委員の委嘱について

◎教育長

説明を求める。

○生涯学習課長

宇和島市社会教育委員の委嘱に関する報告事件を説明する。

◎教育長

報告事件について諮る。

◎全委員

報告どおり承認の賛成に挙手する。

◎教育長

報告どおり承認する旨宣する。

報告第9号を上程する。

<報告第9号>

宇和島市立公民館運営審議会委員の委嘱について

◎教育長

説明を求める。

○生涯学習課長

宇和島市立公民館運営審議会委員の委嘱に関する報告事件を説明する。

◎教育長

報告事件について諮る。

◎全委員

報告どおり承認の賛成に挙手する。

◎教育長

報告どおり承認する旨宣する。

報告第 10 号を上程する。

<報告第 10 号>

宇和島市立伊達博物館協議会委員の解任及び任命について

◎教育長

説明を求める。

○伊達博物館長

宇和島市立伊達博物館協議会委員の解任及び任命に関する報告事件を説明する。

◎教育長

報告事件について諮る。

◎全委員

報告どおり承認の賛成に挙手する。

◎教育長

報告どおり承認する旨宣する。

議案第 32 号を上程する。

<議案第 32 号>

宇和島市立公民館運営審議会委員の解嘱及び委嘱について

◎教育長

説明を求める。

○生涯学習課長

宇和島市立公民館運営審議会委員の解嘱及び委嘱に関する原案を説明する。

◎教育長

原案について諮る。

◎全委員（本件委員から解嘱される教育委員 1 名を除く）

原案可決の賛成に挙手する。

◎教育長

原案どおり可決する旨宣する。

非公開案件の審議が終わりましたので、会議を公開します。

議案第 29 号について、事務局、説明をお願いします。

○学校教育課長

59 ページをご覧ください。議案第 29 号「宇和島市子ども支援教室設置条例施行

規則」についてご説明します。

先ずは、“規則制定の必要性”からですが、昨年7月に開催された教育委員会定例会において、「宇和島市子ども支援教室設置条例」が議決され、市議会を経て9月27日に公布されています。この条例の第12条では「この条例に施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める」と規定されています。

つまり、条例中では“施設名称”や“位置”、“事業内容”、“利用対象者”など、当教室に関する主要項目について示されていますが、実際の施設運用に必要なルールは条例ではなく、規則で定めるという意味です。そのため、5月からの施設運用開始に合わせて、施行規則を制定しようとするものです。

次に、“施行規則の内容”ですが、移転前の“わかたけ”で運用していたものと、ほぼ変更はありません。入室申込書や個人支援記録など、通室に必要な様々な書類を規定しているほか、各種書類の提出方法など、現室長と協議検討を重ねたうえで、実際の施設運営に必要な事項を定めています。

◎教育長

議案第29号について、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

◎全委員

－特に質問、意見等なし－

◎教育長

それでは議案第29号について採決に移ります。

原案どおり可決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

◎全委員

－挙手－

◎教育長

挙手全員で議案第29号は原案どおり可決します。

続いて、議案第30号について、事務局、説明をお願いします。

○文化・スポーツ課長

69ページをご覧ください。議案第30号「宇和島市文化財保存活用地域計画協議会規則」についてご説明します。

宇和島市文化財保存活用地域計画は、地域で文化財を守り、活かし、伝える体制の構築を図り、文化財の存続につなげていくための市内文化財全般の保存活用にかかる計画であり、文化財保護法による法定計画で、市の総合計画のもとに体系づけられるものです。

『宇和島市文化財保存活用地域計画協議会』については、本計画の実質的な審議機関となることから、昨年の3月議会にて『宇和島市執行機関の附属機関設置条例』の一部改正を行い、教育委員会の附属機関として明確に位置付けられています。この規則は、本協議会について所管事務や組織、任期などを定めるものです。

◎教育長

規則の内容や当面の間に実施予定している事業について説明してもらえますか。

○文化・スポーツ課長

規則の内容ですが、委員の任期は2年となっており、会長及び副会長をおきます。委員の人数は、10人以内になっており、文化財保護審議会の委員の方々と重複するところがあるかと思われます。

今年度の事業については、各地域で学芸員によるワークショップを開き、まず、地域に眠っている文化財の情報を集めるということを今年度行う予定です。

◎教育長

文化財を単に保存・維持するだけにとどめず、活用する部分にこれからは大きな意味や価値が出てこようかと思えます。

この地域の価値やルーツといった、「この地域がこの地域であること」の意義の部分を、どのように活用していくかということが、今後、大変重要になってくだろうと、私自身も認識しています。

そのほか、議案第30号について、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

◎全委員

－特に質問、意見等なし－

◎教育長

それでは議案第30号について採決に移ります。

原案どおり可決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

◎全委員

－挙手－

◎教育長

挙手全員で議案第30号は原案どおり可決します。

議案第31号「宇和島市立小中学校適正規模、適正配置等に関する基本方針」については、審議に時間を要することが想定されますので、最後に審議したいと思えます。

先に、議案第33号について審議します。事務局、説明をお願いします。

○文化・スポーツ課長

77ページをご覧ください。議案第33号「宇和島市指定文化財の指定について」ご説明します。

今回指定をする旧立間村文書は、令和5年8月1日に、所有者である旧立間村史料保存会 会長 竹田 博彦氏からの、市指定有形文化財指定申請書の提出を受け、令和6年3月21日開催の市文化財保護審議会で慎重に審議した結果、近世から近現代に至るまでの立間地区の歴史を通覧しうるものであるという資料的価値、また、平成30年7月豪雨で被災しながらも修復・復旧されたという社会的意義から、文化的価値が高く、市指定文化財として適当であると教育長への答申が行われたものです。

◎教育長

議案第 33 号について、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

◎木下委員

この文書については、平成 30 年 7 月豪雨災害で、立間公民館が浸水したときに被害を受けた史料ですか。

○文化・スポーツ課長

はい。その際、保存されたものを一括して指定するようになっています。

◎木下委員

この復旧には、愛媛大学から大変な協力をいただいていると思います。例えば、乾燥作業にも手間をかけていただき、とても有り難く感じています。「立間村」とのことで、かなり昔の古文書になりますが、吉田町立間地区の歴史がわかるという文書ですので、ぜひ、文化財に指定していただけたらと思います。

◎教育長

愛媛大学の宮本先生にも大変お世話になった文書です。

その他、ご質問、ご意見等ございましたら、お願いいたします。

◎全委員

一特に質問、意見等なし一

◎教育長

それでは議案第 33 号について採決に移ります。

原案どおり可決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

◎全委員

一挙手一

◎教育長

挙手全員で議案第 33 号は原案どおり可決します。

続いて、議案第 31 号について、事務局、説明をお願いします。

○教育総務課長

別冊の 1 ページをご覧ください。議案第 31 号「宇和島市立小中学校適正規模、適正配置等に関する基本方針」についてご説明します。

令和 5 年 6 月から、計 5 回の再編整備検討委員会を開催しました。検討方法は、平成 30 年 2 月に策定した基本方針について、児童生徒数や学校所在地、通学時間など様々な視点で、議論を重ねていただき、改めて検証・見直し、その結果を昨年 12 月に報告書として提出いただきました。その報告書を基に現行方針の見直して策定した経緯を記載しています。

2 ページをご覧ください。「I. 適正規模・適正配置に関する基本的な考え方」です。

こちらは検討委員会での検討結果を踏まえ、教育委員会で検討を重ねた結果、これまでの“基本的な考え方”（平成 30 年 2 月策定）について、一部修正を行いました。以下の 7 項目を“基本的な考え方”としています。

「①離島を除く全ての学校を対象として検討を行う。ただし、半島部等、近隣学校と遠隔地にある学校で、通学に著しく時間を要する等、児童の負担に配慮を要する場合を除く。」としました。この考え方については、現状においても、学校間の置かれた距離は解決しづらく、更なる少子化だけでなく、公共交通機関の有無など、離島だけで無く、遠隔地でも程度の「波」が近づいているのではないかなど、課題が多い状況です。教育委員会として、統合する場合の「通学手段・その時間による児童への影響」は、特に考慮する必要があると考え、特に低学年では、「通学距離・時間」には限度があると思われます。そのため、何らかの制約、例外規定が必要と考え、「近隣学校と遠隔地にある学校で」を検討委員会報告に追記し、明示したものです。

続いて、「②小学校については、原則として、標準的な学級編成において、将来的に複式学級解消の見込みのない学校について検討の対象とする。」こちらは、統合しても、組合せにより、複式解消にならない場合も想定されるため、「原則として」を検討委員会報告に追記しました。

「③旧町においては、急激に出生数が減少している状況を勘案し、小学校の数は、原則1校とする。」この考え方は新設しました。理由として、下段に先月末の階層別人口を掲載していますが、旧3町で、例えば3歳の子どもは、1クラス内に収まる実態にあること、また、前回方針でも、「吉田地区1校、三間地区も1校」という実態にあることから、更に踏み込んだ表現として、原則、「旧3町は1つ」でよいのではないかと考え、新たに設定したものです。

「④中学校については、旧3町は1校とし、旧市については、全ての学年について2学級以上となるよう検討を行う。」現在、三間中学校では、1クラスが発生しています。今後も増減は繰り返しますが、年度によっては1クラスの学年も発生すると思われるため、旧3町と旧市で分けるべきと判断し、検討委員会報告から変更しています。なお、中学校は、当分の間は宇和島南中等教育学校の募集停止の影響で増加するよう見えますが、その後は、更に生徒数減少が加速するとみています。今後において、踏込んだ議論が必要と考えています。

「⑤将来的な小中連携教育を視野に入れて協議・検討を行う。」

「⑥統廃合を検討する地域は平成17年の旧4市町単位とするが、それ以前の旧町村統合などの歴史的背景についても考慮する。」

「⑦廃校となった学校の施設・用地などは市民の意向を踏まえながら、市政全体の問題として検討を行い有効な利活用を行う。」

この三つは、検討委員会の報告書どおりとしています。なお、検討委員会報告書において、「通学等にかかる条件については、各地域の実状を把握し、諸問題を解決するための十分な協議・検討を行う。」とされていましたが、先ほどご説明した、①と同趣旨のため、削除しています。

3ページをご覧ください。「Ⅱ. 学校再編を進めるに際して考慮すべき事項」とし

て、6つの考慮すべき事項を定めています。

「①保護者や学校関係者等との合意形成」、「②通学手段の確保」、「③環境変化による児童生徒の負担への配慮」、「④地域コミュニティへの配慮」、「⑤学校跡地の利活用」、「⑥小規模学校でのICT利活用」とし、丁寧に進めてまいりたいと考えています。なお、「⑥小規模学校でのICT利活用」は、オンライン授業など小規模校デメリットを補完する手法として、追記しています。

続いて、4ページをご覧ください。「Ⅲ. 学校再編方針」です。先ほどの2ページ目の「基本的な考え方」7項目を基に、見直したものです。

まず、小学校。旧宇和島地区は検討対象校を5校設定しています。三浦小学校、結出小学校、遊子小学校、蔦淵小学校、高光小学校です。この5校については、いずれも児童が少数、かつ複式学級の発生が常態化し、複式解消の見込みがない状況です。

まず、三浦小学校は、前回方針と同様、番城小学校を統合先としています。なお、検討委員会において、鶴島小学校も統合候補先の一つに挙がりましたが、通学に要する児童負担の軽減を図るためには、より近い番城小学校の方が適切ではないかとの意見や、鶴島小学校は複数回の統合を実施しているため、今以上に校区が拡大することを心配する意見もありました。

次に、結出小学校と蔦淵小学校は、児童が極めて少数であり、今後もこの状況が続くことが見込まれるため、2校の間に位置する、遊子小学校を統合先としています。半島先端部の蔦淵小学校は、通学に要する児童負担を考慮しますと、遊子小学校以外の学校との統合は地理的に困難と思われ、また、2校は、市内他校と比較しても学校規模が非常に小さいことから、統合の優先度・必要性は高いと考えています。

次に、高光小学校は、児童数の緩やかな減少傾向が続いたあと、暫くの間、ほぼ横這いで推移する見通しですが、複式学級解消の見込みはなく、前回同様、統合検討対象としています。5ページをご覧ください。前回の統合先は、和霊小学校・住吉小学校のいずれかへの統合としていましたが、今回「校区が隣接している和霊小学校の方が適切である」との意見を参考とし、通学時間や地理的要因の観点から、和霊小学校を統合先としています。

吉田地区は、検討対象校はありません。

三間地区、検討対象校は、成妙小学校、二名小学校です。2校は、一定の児童数がありますが、今後は児童数の減少、複式学級が常態化する見通しであるため、前回方針と同様、三間小学校との統合とします。なお、三間小学校を含めた3校は、令和11年度に、統合後の教室数を確保できる見通しであるため、統合時期の一つの目安とします。また、三間中学校が隣ですので、将来的には、小中連携も視野に入れることも可能と考えています。

津島地区です。検討対象校は、清満小学校、御槇小学校、畑地小学校、北灘小学

校、下灘小学校の5校です。検討対象とした5校は、いずれも児童が少数で、当面の間、ほぼ横這いで推移する学校もありますが、複式学級解消の見込みがない状況です。

まず、御槇小学校について、検討委員会では、移住世帯の影響を受け、児童数は少数ではあるものの、ほぼ横這いで推移してきたことや、当面、この傾向が続くと思われ評価する意見がありました。一方で、現在の学校規模では、集団の中で切磋琢磨しながら学んだり、社会性を高めたりする機会が少なく、集団活動の実施に制限がある状況は改善すべきとの意見もあり、議論を重ねた結果、近隣校である清満小学校への統合という結論に至っています。6ページをご覧ください。検討委員会としては、御槇小学校統合にあたり、近隣の清満小学校が望ましいとの結論としましたが、この場合においても、複式学級の解消には至らないことから、教育委員会としては、先ほどの、「基本的な考え方」における「旧3町は各1校の原則」に基づき、清満小学校・御槇小学校を共に、岩松小学校に統合すべきと結論づけたものです。なお、清満小の統合に関しては、検討委員会では御槇小学校の統合先としての是非の議論にとどまっていたましたが、保護者及び地域に対しては、1校の原則をご説明し、ご理解を得ていきたいと考えています。また、御槇小学校が統合した場合の通学距離・時間については、市内他校における通学距離・時間と比較した場合でも、児童への大きな負担にはならないと考えます。

次に、畑地小学校、北灘小学校の2校は、ともに児童数はほぼ横這いでの見通しですが、複式学級解消の見込みはないことから、前回方針と同様、近隣校である岩松小学校を統合先としています。

最後に、下灘小学校は、前回統合で校区が非常に広範となっている状況で、現在、通学に1時間弱を要する児童もいるため、更なる統合による通学時間の増は、児童にとって大きな負担となることから現状維持が適切であるとしています。

続いて、中学校です。

5つの中学校は、宇和島南中等教育学校の募集停止の影響もあり、全学年で2学級を確保できる見通しで、現状維持が適切と考えます。また、三間中学校は、1学級の学年も一部あり、当面この傾向は続くと思われませんが、三間地区における唯一の中学校であるため、現状維持とします。なお、中学校においても、今後、更に生徒数減少となる見通しですので、踏込んだ議論が必要で、注視していきたいと考えています。

7ページをご覧ください。「Ⅳ. 学校再編の組み合わせ」です。今ほどご説明した内容を一覧にしたものです。8ページをご覧ください。上段は中学校の一覧です。

中段に「Ⅴ. 今後の進め方」をまとめています。今後、本方針に沿って、学校再編を進めることとなりますが、保護者等の理解を得ることは必要不可欠で、説明にあたっては、今後の児童数や学級数の推移などを参考に「統合目標年度(案)」を示しながら、ご理解を求めて進めていき、保護者や地域の皆様にご理解いただいた地

域から、統合の手続きを進めようと考えています。

最後に、「統合の優先度と目標年度」です。蔣淵小、結出小は、少人数であることから令和7年度に統合目標を定めました。

三浦小学校も先ほどの2校に次いで、少人数であることから令和8年度を統合目標としています。

令和9年度には、御槇、畑地、北灘、清満小学校を岩松小学校と一斉に統合することを目指し、その後、高光小学校を令和10年度、令和11年度に成妙小学校、二名小学校を三間小学校と一斉統合を行いたいと考えています。これは検討委員会の中で、三間地区の議論の折り、委員の方から、「地域の方からすれば、順次統合は、吸収のイメージを持ち、学校への想いを考慮すれば、吉田地区のように一斉統合とし、『新しい学校』をみんなで作ることにしてはどうか」との意見がありました。三間地区、津島地区も、同様に新しい学校をみんなで作っていただきたいと考え、設定したものです。

それぞれの統合の目標年度を定め、事前に保護者、地域の皆様にご理解いただきながら、進めてまいりたいと考えています。

#### ◎教育長

少し足早な説明でしたので、各委員にも内容の咀嚼をしていただき、ご意見等をいただきたいと思います。

まず、「はじめに」の部分について、ご質問や、ご意見等ございましたら、お伺いをしたいと思います。

#### ◎全委員

－特に質問、意見等なし－

#### ◎教育長

また、ここから改めて点検していく中で、疑問等が出れば、おっしゃっていただきたいと思います。

続いて2ページの「I. 適正規模・適正配置に関する基本的な考え方」として、平成30年2月の前回方針を一部修正し、7つ基本的な考え方が掲げられています。

この部分については、いかがでしょうか。

#### ◎高山委員

私としては、さきほどの事務局からの説明を聞いて、事務局案に賛成します。

#### ◎木下委員

吉田地区においては、一足先に5校統合ということになったのですが、「基本的な考え方」の③について、「旧町においては、急激に出生数が減少している状況」とありますが、この部分については、下段の表にあるように、令和5年度に生まれた子供の数がこれだけしかないという、急激な減り方をしているということをおそらく、地域の方々は、そこまで認識されていらっしゃるのではないかと思います。吉田地区の統合小学校も、5校が一緒になるため、現状は各学年2クラスを確

保していますが、この数字からすると、もう1クラスも、何とか確保できるという子供の数です。

特に津島地区については、検討委員会の意見と異なり、「原則1校とする。」ということになっています。

地域からは様々な声が出てくると思いますが、現実として、子供の数がこれだけ減っているということを強調して、それぞれの地域に、お話を持って行く必要があると思います。地域には、「学校がなくなると地域が廃れる」という思いが強いのではないかと思います。感情論ではなく、現実の数字を、私自身も驚いたのですが、しっかりと示して丁寧な説明をしていただけたらと思います。

#### ◎中島委員

⑦の廃校となった学校施設の利活用についても強調していただければと思います。子育ての場所は学校だけではなく、帰宅後や休日など、地域での子育てという部分においても、特色ある子育てはできると思うので、その点も一緒に伝えていただけたらと思います。

#### ◎教育長

学校だけではなく、学校以外の場所で、地域における子育てという視点は本当に貴重なご意見いただいたと思いますので、その点についても、これからの取り組みの中で、大きな検討事項にしていきたいと思っています。

他、いかがでしょうか。

#### ◎浅井委員

質問なのですが、平成30年2月に策定した前回方針から一部修正を行ったとのことなのですが、どの部分が一部修正になったのか教えていただけたらと思います。

#### ○教育総務課長

先ほどの説明と重複するところもあろうかと思いますが、まず、①に関しては、「ただし」以降の部分について、「近隣学校と遠隔地にある学校で、」という部分がありませんでした。例えば、下灘小学校や遊子小学校といった、どうしても児童の通学に関して、時間を要する場合については、学校の置かれた状況によって致し方ないところでもあるため、何らかの考え方を示さないといけないのではないかと、このような定義づけを行いました。

そして、②に関しては、「原則として、」という部分を追記しました。学校によっては、統合したとしても複式学級が解消されない場合も、現実的に出る可能性もありますので、追記したものです。

③に関しては、新設した考え方であり、旧町においては、人数推計から将来的には1クラスになるということが想定されますので、新しく設定したものです。

④については、「旧3町は1校」という部分を追記し、⑤、⑥、⑦に関しては、軽微な文言修正は行いましたが、基本的には前回方針のままです。

削除した部分が、「通学等にかかる条件については、各地域の実状を把握し、諸問

題を解決するための十分な協議・検討を行う。」というところです。これは、先ほどご説明した①の考え方の中で、網羅しているため、削除したものです。

◎教育長

他ございますでしょうか。

◎田村委員

小学校について、旧3町においては原則1校とするということであり、また、津島地区・三間地区においては一斉に統合とのこと、私自身も驚いたのですが、「新しい学校をみんなで作る。」という言葉で腑に落ちました。

単純に数字だけで判断するというものではなく、子供たちの将来に向けた新しい学校の在り方をみんなで考えて、学校再編について検討していく、その点についても、地域でのご説明の中に入れていただけたらと思います。

◎教育長

他ございますでしょうか。

では、「Ⅱ. 学校再編を進めるに際して考慮すべき事項」について、①から⑥まで記載しています。この部分について、ご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。

◎全委員

－特に質問、意見等なし－

◎教育長

それでは、「Ⅲ. 学校再編方針」についてはいかがでしょうか。

旧市内の小学校と中学校について、次に議論する時期をどのように考えているか、事務局としての説明はありますか。

○教育総務課長

中学校に関しては、先ほど、ご説明したとおり、宇和島南中等教育学校の募集停止影響もあり、当面の間は検討の俎上に載る可能性は低いと考えています。

○教育部長

旧市内の小学校の動向については非常に注視すべきと考えています。旧市内の小学校についても、少子化が進む中で、非常に児童数が減っており、将来的な児童数につながる出生数を見ながら、検討していく必要があると考えています。

そのため、まず小学校の組み合わせを考えた上で、中学校の組み合わせについて検討することが重要だと思っています。先ほど教育総務課長が述べたことも含めて、総合的に考えないといけないことであり、繰り返しにはなりますが、就学前の子供たちの地域別の人数を十分注視しながら、必要な時期が来れば、検討を行うべきと考えています。

◎中島委員

学校運営協議会の委員構成や、地域学校協働活動推進員の複数配置についても検討していただいて、コミュニティ・スクールや地域学校協働活動といったバックグ

ラウンドにおいても、統合が滞りなく行えるよう配慮をお願いしたいと思います。

○教育部長

これまで学校の統廃合が行われてきた中においても、各地区公民館はその地区に残してきました。統合によって、その地区における地域づくりというものをなくしてしまうということではありません。学校の統廃合を行う際には、そのような旧小学校区に対する配慮というものは、当然必要だろうと考えています。

◎教育長

先ほど中島委員からのご意見にあった、地域における子育てやまちづくりといったバックグラウンドをしっかりと残していくことが重要になろうかと思えます。

他ございますか。

それでは、「IV. 学校再編の組み合わせ」については、これまでの議論を踏まえると、記載している内容になろうかと思うのですが、改めてご覧いただき、ご質問、ご意見があればお願いしたいと思います。

◎木下委員

確認なのですが、組み合わせと次のページに示されている、統合の優先度と目標年度についてですが、津島地区は検討委員会の結論と、今回の基本方針で結論が変わっていると思えます。このことは、地域の方々は知らないということですね。

○教育総務課長

あくまで事務局案であり、教育委員会での議論によっては、当然、変更となる可能性もありましたので、地域の方にはお伝えしていません。

◎木下委員

わかりました。ただ、蔣淵小や結出小は、統合の目標年度がもう令和7年度、来年ということになっており、児童数は少ないようですが、この2地区については、地域の認識として、「遊子小との統合」という考えはあるのでしょうか。

○教育総務課長

この2校については、児童数が3名であり、近隣校ということで、「遊子小への統合」という結論は、前回の基本方針を策定した際の地域説明会でもお伝えしているため、地域においても「統合するのであれば遊子小なのだろう」という考えの方が、おそらく多いのではないかと思います。

◎木下委員

今年、地域にご説明して、来年統合ということなので、少し驚いています。地域の混乱が心配される場所ですが、地域のご理解が得られるよう進めていただければと思います。

○教育部長

本来であれば、地域の方にご説明を差し上げるべき時期がもうすでに来ているのだらうと思うのですが、教育長以下、調整等に時間を要してしまい、この時期になってしまいました。両校とも夏休みまでに、できるだけ早期に地域の方にご説明し

たいと考えています。

◎教育長

地域の方に対する説明は、本当に丁寧に行う必要があると思っています。

「V. 今後の進め方」についてはいかがでしょうか。

◎高山委員

令和7年度に統合目標を設定している学校もありますので、できるだけ早く事務局に統合に向けて話を進めてもらえるように、先延ばしにすると、時間もなくなりますので、早く決定した方がいいと思います。

◎教育長

他ございますでしょうか。

◎全委員

－特に質問、意見等なし－

◎教育長

それでは議案第31号について採決に移ります。

原案どおり可決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

◎全委員

－挙手－

◎教育長

挙手全員で議案第31号は原案どおり可決します。

(4) 説明及び報告事項

◎教育長

次に、「説明及び報告事項」に移ります。(1) 宇和島市就学援助費支給要綱の一部を改正する要綱について、事務局から説明をお願いします。

○教育総務課長

80 ページをご覧ください。「宇和島市就学援助費支給要綱の一部を改正する要綱」です。従来、扶助費は所属校長に委任し、共同事務室が事務を行い、給食センターへ支払う形式としていましたが、給食費の公会計化に伴い、現物給付の形をとることとなりますので、支給方法について、改正するものです。

新旧対照をご覧ください。

第2条右側です。こちらは支給対象の要件をより明確化するために、「原則、市内の小中学校に在籍する」を追加するものです。なお、補助事業である特別支援奨励費についても同様に取り扱うものです。

次のページをご覧ください。第9条第3項、こちらで現物支給する旨の規定に、変更します。第11条は、給食費以外の就学援助費については、校長に引続き委任しますが、公会計化により、給食費を除外する旨の変更を行います。第12条も同様で、給食費を例外とする旨変更します。次の82ページは、今ほどの現物支給に伴う、様

式の変更です。以降も様式の変更ですが、元号の削除、文書番号の削除、申請者の様式など事務的な修正となっています。

◎教育長

説明が終わりました。

ご質問等ございましたら、お願いいたします。

◎全委員

－特に質問、意見等なし－

◎教育長

それでは（２）宇和島市立図書館協議会細則の一部を改正する訓令について、事務局から説明をお願いします。

○生涯学習課長

88 ページをお願いします。令和 6 年 4 月 1 日付けで図書館協議会細則を改正したものです。

これは 1 月の定例会で議決いただいた図書館設置条例の改正、図書館協議会の統合にともなうもので、第 1 条で、これまで中央と吉田図書館にそれぞれ設置していた協議会を中央に統合するもの、次のページの一番下第 6 条の庶務の規定についても改正内容としては同様となります。この訓令の施行日は令和 6 年 4 月 1 日です。

◎教育長

説明が終わりました。

ご質問等ございましたら、お願いいたします。

◎全委員

－特に質問、意見等なし－

◎教育長

それでは（３）宇和島市学校給食地産地消推進事業補助金交付要綱を廃止する要綱について、事務局から説明をお願いします。

○学校給食センター所長

91 ページの「宇和島市学校給食費地産地消推進事業補助金交付要綱を廃止する要綱」について、ご説明します。

令和 6 年度から学校給食費を公会計方式へ移行するため、学校給食会や自校式調理実施校への補助金交付を目的とした、当該要綱を廃止するものです。当該事業は、地産地消の推進と児童生徒に地元食材への理解を深めてもらうことを目的に継続することとしており、これまでの補助金相当額を含む食材購入費を本市の予算に計上しています。

◎教育長

説明が終わりました。

ご質問等ございましたら、お願いいたします。

◎全委員

－特に質問、意見等なし－

◎教育長

それでは（４）宇和島市学校給食費負担軽減事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱について、事務局から説明をお願いします。

○学校給食センター所長

92 ページの「宇和島市学校給食食材高騰対策事業補助金交付要綱を廃止する要綱」について、ご説明します。97 ページの改正概要をご覧ください。

「1 改正理由」については、令和6年度から学校給食費を本市の予算で直接管理し、学校給食費負担軽減事業（100円補助）を継続するため、当該要綱を全部改正するものです。

「2 改正内容」については、一つ目に、本来の給食費から、1食当たり100円を引いた金額を、市が、直接、保護者から徴収するため、学校給食会や自校式調理実施校への補助に関する条文を削除します。二つ目に、食物アレルギー等に関する補助については、これまで通り、補助対象者に対し、市が直接補助するため、関連する条文を規定します。これにより、要綱の名称を、「宇和島市学校給食費負担軽減事業補助金交付要綱」から、「宇和島市学校給食食物アレルギー対応補助金交付要綱」に改めます。

「3（改正後の規定の）概要」については、食物アレルギーに関連する条文のみが規定されることとなります。補助対象者については、現行通り、食物アレルギーにより学校給食を受けることができない児童又は生徒の保護者で、市内に住所を有する者となります。また、補助金の額についても、現行通り、弁当を持参した実績に応じて1食当たり100円以内の補助となります。

◎教育長

説明が終わりました。

ご質問等ございましたら、お願いいたします。

◎全委員

－特に質問、意見等なし－

◎教育長

それでは（５）宇和島市学校給食食材高騰対策事業補助金交付要綱を廃止する要綱について、事務局から説明をお願いします。

○学校給食センター所長

98 ページの「宇和島市学校給食食材高騰対策事業補助金交付要綱を廃止する要綱」について、ご説明します。

令和6年度から学校給食費を公会計方式へ移行するため、学校給食会や自校式調理実施校への補助金交付を目的とした、当該要綱を廃止するものです。

当該事業は、食材高騰分を学校給食費に転嫁することなく、栄養のバランスや量を確保することを目的に継続することとしており、食材高騰分を含む食材購入費を

本市の予算に計上しています。

◎教育長

説明が終わりました。

ご質問等ございましたら、お願いいたします。

◎全委員

－特に質問、意見等なし－

◎教育長

それでは（６）教科用図書選定スケジュール（中学校）について、事務局から説明をお願いします。

○学校教育課長

99 ページをご覧ください。令和 7 年度から使用する中学校用教科書の採択スケジュールについてご説明します。

昨年度の小学校用教科書の採択に引き続き、今年度は中学校用教科書の採択年度となっています。6 月 11 日から 8 月 9 日の間、計 4 回にわたって内容の調査、検討を行います。そこでまとめられた案を基に、8 月に開催される教育委員会会議で最終的に決定していただく予定です。

教育委員の皆様には、後日、見本用の教科書をお渡しします。なお、冊数が限られているため、今年度も 2 週間という短い期間でご検討いただくこととなりますが、どうぞご理解いただきますようお願いいたします。

◎教育長

説明が終わりました。

ご質問等ございましたら、お願いいたします。

◎全委員

－特に質問、意見等なし－

（５）その他

◎教育長

次に、“その他”に移ります。

ご意見等ありませんか。

○教育総務課長

100 ページをご覧ください。4 月 17 日に発生した地震により、教育委員会所管施設について、昨日現在の被害状況をご報告します。

まず、学校関係では、特徴として、かなり強い揺れでありましたので、1 番（明倫小）、6 番（番城小）の校舎と校舎の接続部に亀裂と、校舎にひびが入り、29 番（城東中）の体育館屋根の部材が外れ、様々なものが落下しました。また 7 番、8 番（番城小）及び 56 番、57 番（結出小）の屋上にある高架水槽や受水槽、配管などが揺れによる破損と、給水管破損による漏水などが確認できており、地震の揺れ

による直接的被害と、設備破損に伴う漏水など間接的な被害が確認されています。

特に、影響の大きかった番城小は、断水状態でやむなく2日間休業となり、結出小は断水状態でしたが、一部の水道が使用できましたので、先生・子供たち・保護者により工夫しながら1週間、節水や工夫した対応を行ったところです。このほか、城東中など天井被害のある学校は、現在確認中ですが、念のため体育館の一部を使用中止にしており、部活や学校生活への影響も心配される状況です。

以上が、学校関係の概要です。なお、現状は、応急対応の処置をしています。今後、復旧作業の必要がありますが、業者が確保できない状況もあり、かなり時間を要することになると考えています。

#### ○文化・スポーツ課長

新聞・テレビ等の報道でご存知かとも思われますが、総合体育館の大競技場の天井が剥落しました。この地震の被害を受け、今後、利用者の皆様の安全を確保するために、どのような修繕を行えばよいかという検討しているところであり、今のところ、再開の目途は立っていません。取り急ぎ、12月末までの予約に関しては、キャンセルのご連絡をしています。利用者の方々にご迷惑をおかけしている状況であることをご報告します。

併せて、102ページをご覧ください。第41回全日本大学選抜相撲宇和島大会の中止についてご報告します。令和6年4月29日、月曜日に開催を予定していました本大会は、先ほどご報告した地震被害により、他の会場での開催も検討しましたが、準備に十分な時間が取れないことから、誠に残念ながら、開催を中止することとなりました。ご購入いただいた入場券の払い戻しは、4月30日から開始することになりましたので、ご報告します。

#### ◎教育長

私からもお伝えしたいことがあります。配布している資料をご覧ください。

まず、教育大綱を載せています。これは、1月30日の総合教育会議で策定されたものです。

この会議において、私から1つの提案をさせていただいたと思います。

内容については、「飛騨市学園」と、島根県の南部町が取り組んでいる「まち未来科」に関すること、そして教育委員の皆様と昨年訪れた岐阜での取り組みを取り上げつつ、幼保小中高、そして、できれば大学まで見据えて、学校種を超えて、縦に接続するという話と、産官学民の横に繋いでいくという話、そしてICTを使い、時空を超えて様々なジャンルの人たちとも関わるような取り組みをしていきたいとお伝えしたと思います。それに対して市長から、「今の提案内容は非常に濃いので、今、たちまち詳細を突き詰めるというよりはこういった考え方があるということを知り、今後深掘りしていく中で様々なご意見、ご発想をいただければ」というコメントもいただきました。

その上で、お配りしているものは、現段階における非常にラフなデッサンのよう

なものではありますが、ある程度構想の外郭だけでもお示しできればと思い、作成したものです。

先ほどの学校の適正化の議論においても、田村委員から、「新しい学校をみんなで作っていくんだ」ということをおっしゃっていただきました。そして、中島委員からは、「学校だけではなく、地域を挙げて、子供たちを育てていくんだ」というご意見もいただきました。

そのようなことも踏まえて、教育大綱を具体化するプロセスを経て、将来的に目指す仕組みとして、「宇和島みらい共創学園圏域構想」について、提案をさせていただきます。

「学園都市構想」という言葉はよく聞くと思うのですが、宇和島市からさらに広げて圏域単位で考えていきたいと思っています。そして新しい学校を作るというのは、校舎を建てたりするというのではなく、幼稚園、小学校、中学校、高等学校がそれぞれ何校かずつ圏域に存在していますが、それを緩やかなネットワークで繋いで1つの学園として見ていこうとするものです。

そのような考え方の学校を作るにあたり、その学びの場を学校だけに閉じるのではなく、地域の様々な事業者や、NPOといった方たちとも横に繋がって、地域を挙げた取り組みにできないかというものです。その中には大人の大人による教育ではなく、地域の次世代を担っていく若者同士も、当事者（プレイヤー）として議論（アクティブ）できるようになればと思っています。

今夏に行う予定のコミュニティスクール推進フォーラムに、様々な事業者も含めて多くの人に来ていただき、「このような考え方を推し進めていきませんか」という、キックオフの場にできればと考えています。「このような構想があるのですが、一緒にやらせてもらえませんか」という話は、愛媛大学の教育学部長ともお話をしました。

また、宇和島東高校、宇和島南中等教育学校、宇和島水産高校の校長先生とも話をしています。これからは、中学校の校長先生や他の高校の校長先生とも話をしていきたいと思っています。

このプランについては、市長にもお伝えしており、進めるよう了承も得ています。

まだまだ、輪郭が薄いものですが、これから、事業者を含めた様々な方の意見をいただきながら、ブラッシュアップしていきたいと考えています。

本日のところは、「このような構想があります」ということを教育委員の皆様とも共有していきたいと考え、お話をしました。

ご質問等あれば、お受けしたいと思います。よろしいでしょうか。

この件については、教育委員の皆様と共有しながら進めていきたいと思っておりますので、ご意見等あれば随時おっしゃってください。ここで10分ほど時間をいただいて、私が非常に興味を持っている、高校生の動きについて、動画を見ていただきたいと思っております。

（動画の視聴）

これは4月7日に行われた、中川奈美さんが出演されたパフィオうわじまでのイベントの映像なのですが、その場に高校生も出演し、「自分たちはこういうことやっています」ということを発表してくれたというシーンです。

彼らの活動がなぜ起こったのかというと、ホリバタで中学校6校が合同で生徒会を行っており、その様子がSNSに載っています。それに刺激を受けて、彼らが動き出した経緯があります。そして、どうやら中学校の生徒会とジョイントして何かするような流れになりそうな雰囲気が、今、出てきています。

どこまで発展していくのかは、現時点では、はっきりと分かりませんが、このような動きに対しても、あまり介入するのではなく、しっかりと伴走するという形で支えていきたいと考えています。

◎教育長

他にございますでしょうか。

◎田村委員

昨年、岩松地区が重伝建に選定されたことに伴い、今年度は、おそらく関連事業や、付随する事務量がますます増えると予想していたのですが、それにも関わらず、専任の職員が4月以降配属されてないということを少し心配しています。新しく笠松課長が配属され、新年度がスタートしたのですが、体制について、今年度においても昨年度と同様に、文化係が中心となって進めていくのでしょうか。

○文化・スポーツ課長

今現在では、そのような体制になっており、昨年度から引き続いて文化係が中心となって、今年度もシンポジウム等により情報発信をしたいと考えています。

◎田村委員

他の業務もあるでしょうし、担当者に業務が集中しないように気をつけていただきたいということと、地域の中でも、「やはり専任の職員がほしい」という声が大変多く出ていますので、できるだけ早いタイミングで配置が行われるよう、私自身としても関係機関に呼びかけたいと思っているのですが、事務局としてもそのような方向性で進めて欲しいと願っています。よろしくお願いします。

◎教育長

地元からのご意見、ご要望をお伝えいただきました。

他にございますでしょうか。

◎中島委員

子育てをする中で、うわじま圏域子ども観光大使の活動や、自然科学教室の活動などに参加しています。その際に高校生が講師（先生）となって、小学生に教えており、世代を超えた繋がりづくりは、既に行われているのではないかと思います。また、子供たちもそれにすごく刺激を受けて、「いつか、あんなお兄さん・お姉さんになりたい」という感覚も自然と芽生えていっているように見えます。

ですので、そのような活動が普及するように、教育委員会としてもバックアップ

をしていければいいと、教育長が提案された内容を見て思っています。

◎木下委員

4月11日の地震の件で、宇和島は震度5強ということでしたが、学校・公民館が避難場所になっています。学校に地震対応キーボックスが設置されていると思うのですが、喜佐方小学校の場合、震度5以上で開くとされているボックスが開いていないということがあったようです。

その原因と、旧市内の方が揺れ方もひどかったと思いますが、他の学校等の避難場所の状況について、教えていただけますか。

2点目が、吉田町の小学校統合に伴う閉校記念行事の一環として、喜佐方小学校で、閉校式典の折に、子供たちが教室に黒板アートをしようかと計画しています。しかし、なかなか小学生だけでは、難しいため、先ほど、中島委員がおっしゃっていたように高校生との交流として、吉田高校の生徒の皆さんが、事前に何回か、学校へ来て、子供たちに手ほどきをしながら、本番に向けて、黒板アートをしようという話が出ているそうです。非常にいいことだと思っています。予定では6月、11月、3月の本番前と本番の4回ほど、吉田高校の生徒の皆さん、おそらく美術部の生徒が主体となるのではないかと思うのですが、来てくれることになっています。

ただ、移動手段の問題が出ています。自転車で通学している子ばかりではなく、JRやバスで通っている子もいる中で、吉田高校から喜佐方小学校までの送迎を市の教育委員会で、検討していただけないかという意見が出ています。閉校記念行事の一環ではありますが、小学校と高校生の交流という面もあるため、検討していただけないか。

○教育総務課長

まず、閉校関連事業の件ですが、閉校記念誌や式典自体を開催する費用については、どの学校においても予算化をしています。しかし、個別の案件については、ケースバイケースの対応や、状況によってはお断りする場合もあるのではないかと思います。対応が可能なのかも含めて方法について検討させていただきます。

次に、キーボックスの件についてですが、現在、危機管理課では、避難所の鍵を建物の目立つところの鍵ボックス内に設置し、震度5強以上の揺れを感知した場合、自動でボックスが開くよう、鍵ボックスを段階的に設置しているとのことです。

箇所数は、令和5年度末時点で、市内に46箇所に設置。うち小中学校など教育総務課所管22箇所・公民館など生涯学習課所管が11箇所設置されています。

今回、自動解錠しなかったのではとの情報もありますが、震度5強の感知式とのことであり、5弱では開かないということであるため、設置場所によっては、自動解錠していないところもあると思われます。現在、解錠状況の調査中であり、昨日現在、全46箇所のうち、解錠したもの10箇所、解錠しなかったもの23箇所、調査中13箇所で、途中経過ではありますが、約20%が解錠している状態となっています。

○教育部長

震度の発表については、震度計を設置している場所で感知した揺れが震度として発表されており、宇和島市においても、その場所における揺れが5強という数字として出ているものです。先ほど課長が申したように、場所によっては、揺れ方が違う場合もあると思います。

今回、それが原因で、つまり、震度5強に到達しなかったから開かなかったのか、それとも機械そのものの不具合等、別の原因で開かなかったのか、その点については、調査が必要だと思いますし、私からも危機管理課へ先ほどのような事象があったため、一度検証して欲しいと要請しています。

◎木下委員

キーボックスが備わっているのであれば、実際に災害が起きたときに問題なく避難できるように対応していただければと思います。せっかく避難したのに、校舎や公民館に入れなかったということがないようにしていただければと。大事なのはそこだと思いますので、よろしくお願いします。

○生涯学習課長

キーボックスのお話がありましたので、避難所開設に関連する話として、共有させていただきます。

今回の震度5強の地震後、市の避難所開設の方針について、改めて、危機管理課を所管とする、災害対策本部において整理され、震度5弱以上の際には、一時開設施設である各地区の公民館においては、避難所として開設することになりました。

ですので、まずは、公民館職員を中心に、震度5弱以上の際には、避難所は開設することになります。もちろん、津波警戒区域外の館になりますので、全31館のうち、12館が警戒区域外にあり、それらの館が開かれることになります。今回の地震のように津波が起きないときには、31館すべて開設するという方針です。

◎教育長

他ございますか。

◎中島委員

地震による施設の被害状況の中に宇和島城も含まれていたのですが、観光や学校の見学等に支障があるようなことは、ないのでしょうか。

○文化・スポーツ課長

見学には影響がありませんので、ゴールデンウィークのイベントの開催についても、特別の影響は出ていません。

◎教育長

他にございますでしょうか。

次回の定例会の日程ですが、5月27日の月曜日を予定しています。

(6) 閉会宣言（午後6時10分）

◎教育長

それでは以上もちまして、4月定例の教育委員会会議を閉会いたします。